



令和6年1月26日

園芸振興課

担当者：川崎、松枝、小谷、西村

電話：0776-20-0427

代表(内線)：3052

メール：engei@pref.fukui.lg.jp

紹介：<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021037/index.html>

## 被災農家相談窓口を設置し、農業経営支援資金（災害資金）貸付の受付を開始します

令和5年12月22日の突風、および令和6年能登半島地震により被害を受けられた農業者の皆様への相談に対応するため、令和6年1月29日（月）から、下記のとおり、被災農家相談窓口を設置し、経営の早期再建を支援します。

また、被災した農業者の経営の回復を図るため、下記のとおり農業経営支援資金（災害資金）による支援を行います。

本件は県・市町・JAグループが協力して利子補給を行うことにより、農業者の皆様は無利子で融資を受けることができます。

あわせて、資金の借入にあたって必要となる福井県農業信用基金協会の保証について、JAグループが全額負担することにより、農業者の皆様への保証料負担はありません。

### 記

#### 1 被災農家相談窓口の設置

- (1) 設置時期：令和6年1月29日（月）～
- (2) 相談窓口：福井県内の各JA  
各県農林総合事務所 農業経営支援部・課  
県嶺南振興局 農業経営支援部・二州農林部
- (3) 相談内容：
  - ・被害拡大防止に向けた技術対策
  - ・被害を受けた野菜類についての出荷相談
  - ・被災した施設の再建に向けた相談

#### 2 農業経営支援資金（災害資金）の貸付

- (1) 貸付要件：令和5年12月22日の突風、および令和6年能登半島地震により農業施設等に被害を受けた農業者（農業協同組合の長または市町長の被災証明が必要です。）
- (2) 資金用途：農業用施設等の購入・修繕費等、肥料等の購入費など
- (3) 貸付限度額：500万円
- (4) 貸付利率：無利子
- (5) 受付期間：令和6年1月30日（火）～
- (6) 問合せ先：お近くの被災農家相談窓口（福井県内の各JA、各県農林総合事務所 農業経営支援部、県嶺南振興局 農業経営支援部・二州農林部）

添付ファイル1



農業経営支援資金チラシ.pdf